

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年4月25日(2023.4.25)

【国際公開番号】WO2022/244835

【出願番号】特願2022-552487(P2022-552487)

【国際特許分類】

C 0 8 L 3 3 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 K 5 / 1 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 F 2 0 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【F I】

C 0 8 L 3 3 / 0 6

C 0 8 K 5 / 1 0 1

C 0 8 F 2 0 / 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月31日(2022.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタクリル系重合体(P)と、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含む、メタクリル系樹脂組成物。

【請求項2】

メタクリル系重合体(P)と、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含むメタクリル系樹脂組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記メタクリル系樹脂組成物の総質量に対して、5質量ppm以上である、メタクリル系樹脂組成物。

30

【請求項3】

メタクリル系重合体(P)と、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含むメタクリル系樹脂組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記メタクリル系樹脂組成物の総質量に対して、50質量ppm以上である、メタクリル系樹脂組成物。

【請求項4】

メタクリル系重合体(P)と、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含むメタクリル系樹脂組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記メタクリル系樹脂組成物の総質量に対して、100質量ppm以上である、メタクリル系樹脂組成物。

40

【請求項5】

前記メタクリル系重合体(P)が、メタクリル酸メチル由来の繰り返し単位及びアクリル酸エステル由来の繰り返し単位を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項6】

前記メタクリル系重合体(P)が、メタクリル酸メチル由来の繰り返し単位を70～1

50

00質量%、及びアクリル酸エステル由来の繰り返し単位を0～30質量%で含む、請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項7】

前記メタクリル系重合体(P)が、メタクリル酸メチル由来の繰り返し単位を50～100質量%、及びスチレン由来の繰り返し単位を0～50質量%で含む、請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項8】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸メチル、アクリル酸n-エチル、及びアクリル酸n-ブチルからなる群より選択される少なくとも1つの化合物である、請求項5に記載のメタクリル系樹脂組成物。

10

【請求項9】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸n-ブチルである、請求項5に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項10】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸メチル、アクリル酸n-エチル、及びアクリル酸n-ブチルからなる群より選択される少なくとも1つの化合物である、請求項6に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項11】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸n-ブチルである、請求項6に記載のメタクリル系樹脂組成物。

20

【請求項12】

イソ酪酸メチル及びプロピオン酸メチルのうち少なくとも1つの化合物をさらに含有する、請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項13】

イソ酪酸メチル及びプロピオン酸メチルのうち少なくとも1つの化合物をさらに含有する、請求項5に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項14】

イソ酪酸メチル及びプロピオン酸メチルのうち少なくとも1つの化合物をさらに含有する、請求項7に記載のメタクリル系樹脂組成物。

【請求項15】

請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物を含む、樹脂成形体。

30

【請求項16】

請求項5に記載のメタクリル系樹脂組成物を含む、樹脂成形体。

【請求項17】

請求項7に記載のメタクリル系樹脂組成物を含む、樹脂成形体。

【請求項18】

請求項15に記載の樹脂成形体の製造方法であって、請求項1～4のいずれか1項に記載のメタクリル系樹脂組成物を成形する工程を含む、樹脂成形体の製造方法。

【請求項19】

請求項16に記載の樹脂成形体の製造方法であって、請求項5に記載のメタクリル系樹脂組成物を成形する工程を含む、樹脂成形体の製造方法。

40

【請求項20】

請求項17に記載の樹脂成形体の製造方法であって、請求項7に記載のメタクリル系樹脂組成物を成形する工程を含む、樹脂成形体の製造方法。

50